

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」
施行規則の改正に伴い

2020年4月1日(水)から、

本人確認書類が
2点必要となります。

◆本人確認書類とは

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき、申し込みされるお客様がご本人であることを確認するために必要な書類です。

「氏名」・「生年月日」・「現住所」が記載されている
右の書類いずれか2点を提出してください。

運転免許証または運転経歴証をお持ちの方

1点目 ①運転免許証または運転経歴証のコピー

2点目 右の書類②～⑧いずれかのコピー1点

運転免許証・運転経歴証をお持ちでない方

1点目 右の書類②～⑤いずれかのコピー1点

2点目 1点目と異なる右の書類②～⑤いずれかの
コピー1点または、⑥～⑧いずれかのコピー1点

1 運転免許証または 運転経歴証のコピー

日本国内で
発行のもの

改姓・住所変更がある場合は、裏面も必要です。

2 各種健康保険証

カード型で裏面に住所欄がある場合、
裏面のコピーも必要です。



4 在留カード・特別永住者証明書等

住所変更がある場合、裏面も必要です。



6 社会保険料の領収書

8 公共料金の領収書

電話会社(固定電話のみ)、電力会社、
水道局、ガス会社、NHK発行のもの



3 パスポート

写真および現住所のページが必要です。



5 住民票の写し

すべての住民票コード・
マイナンバー(個人番号)は
復元できない方法で
黒く塗りつぶしてください。

本籍・住民票コード・
マイナンバー(個人番号)不要



7 国税または地方税の領収書 または納税証明書

- いずれも領収日付の押印、または発行日の記載があり、
その日から6ヵ月以内のもの
- 本人名義のもの